

[月刊]

キャッチ ピース

31

通巻110号/1995.5 定価100円

自衛隊の海外派兵を食い止め、大幅軍縮を！
米軍基地を撤去しよう！
反核運動を継続し、核廃絶を！
憲法9条を世界に！
市民による平和政策を提起しよう！
草の根の国際共同作業を進めよう！



ニューヨーク国連本部前で (2 ページに記事/写真提供: 梅林宏道)

NPT 延長会議の報告

沖縄から●基地撤去の声を伝えつづける

米軍駐留50年目の選択●「思いやり」新協定はN○!

連載(2)●在日米軍基地に関する基地周辺住民の意見

横田/厚木/池子

- 維持会員 (月額) ●参加会員 (月額) ●通信会員 (年額)
- 個人1口1000円 個人1口500円 3000円
- 団体1口2000円 団体1口1000円
- 〈会費は本誌購読料を含みます〉

脱軍備ネットワーク
キャッチピース

温存された核保有国の特権

四月十七日から五月十二日にかけて、NPT（核不拡散条約）の延長を決定する会議が、条約加盟国一七八ヶ国のうち一七五ヶ国を集めて、ニューヨークの国連本部で行われた。これに対して四月十九日から四月二十六日まで、この延長検討会議に向けた集会、セミナー等の行動が世界各国から結集した非核NGOにより行われた。私は、四月十七日から二十九日までニューヨークに滞在し、会議をとりまく雰囲気や、NGOの活動に触れることができた。ここでは、延長検討会議の結果などを駆け足で報告したい。

延長会議の結論

NPTの延長方法については条約第十條により、一九七〇年から二五年後

(一九九五年)の延長検討会議で決定できる。①無期限延長、②一定期間の延長、③ある期間の延長を繰り返す、という三つの選択肢があった。アメリカとロシア、ヨーロッパ諸国や日本を中心にすでに会議が始められる前から無期限延長が多数を形成しつつあった。②一定期間の延長の支持はなく、③ある期間(二五年)の延長を繰り返すという方法をインドネシア、マレーシア、ナイジェリアなどの非同盟諸国が主張していた。会議の結果は一ヶ国の提案による、無期限延長であった。「条約の検討プロセスの強化」「核の不拡散と軍縮の原則と目的」、そして「NPTの延長」の三つがパッケージとして提案され、「採決抜き」で採択されたのである。また「核不拡散条約一九九五年検討延長決議」という、中東問題つまりイスラ

エルの核所有問題に対するアラブ諸国の反発をかわすための決議も採択された。だが検討会議の最終宣言は、核兵器国の核軍縮に関する評価が一致できず、作成することができなかった。米口の核兵器数の削減などを評価するように主張する核兵器保有国と、不十分性と進行の速度の遅さを指摘する非保有国の間の溝は埋まらなかったのである。延長検討会議は、全体会議と軍縮に関する「主委員会I」、保障措置、非核兵器遅滞に関する「主委員会II」、核の平和利用に関する「主委員会III」の委員会が設けられ、それぞれの議題が討論されたが、核不拡散体制の強化、核軍縮にむけて実質的な議論が進められたとは言えない。「採決」後に発言した非同盟諸国代表から「無期限延長は全体の

合意ではない」という発言がなされ、最終宣言も出ることが出来なかったことにそれは示されている。今後五年毎に行われる検討会議に、準備会議が設定されるなどこれまでより強化されるという前進は見られたが、実質的に成果をあげられるかどうかは、五年後の検討会議をやってみなければわからない。

分岐の内容

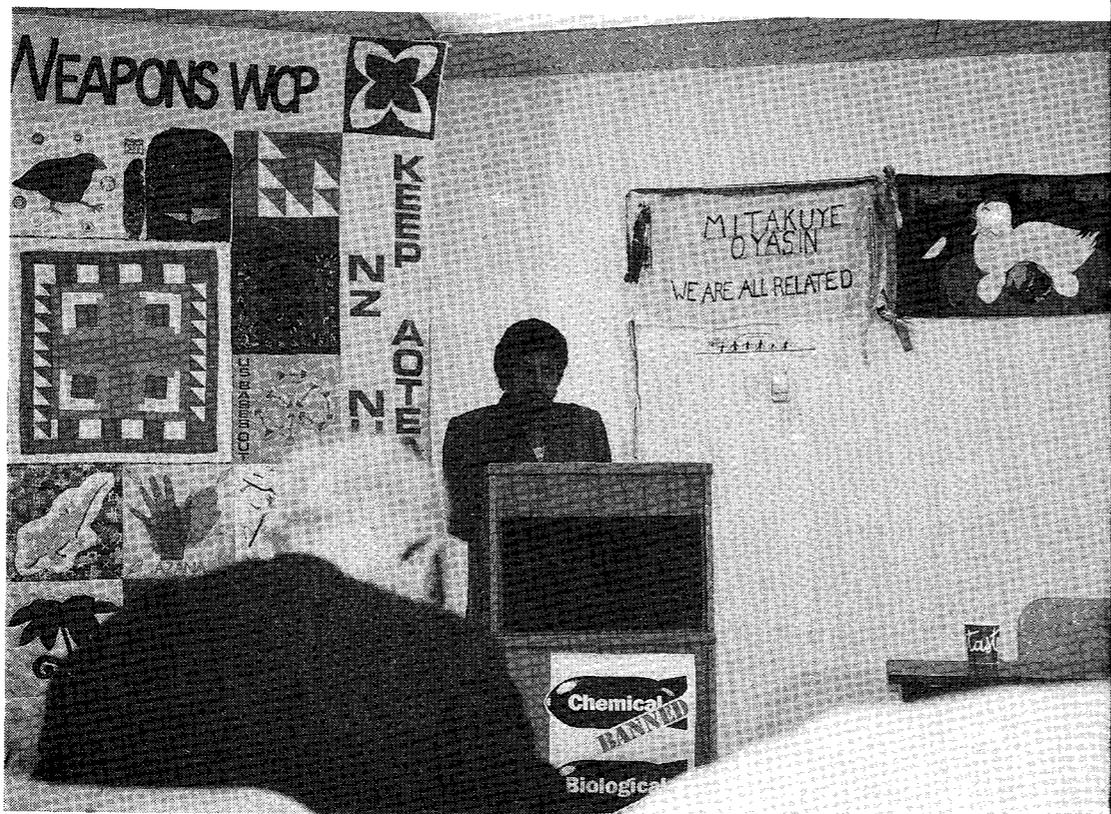
NPTには基本的に核兵器国と非核兵器国という区分があり、また国連での「先進国」、旧東側、そして非同盟諸国という区分もある。今回の会議でもこの分岐はあったが、この枠組におさまらないものもあった。アメリカの多数派工作により、非同盟諸国内に分解が起きた。いくつかの国が検討会議の強化など重要な条件をつけながら、無期限延長支持にまわったりした。それとともに、イギリス、フランスをその内部に含むヨーロッパ連合(EU)諸国は、無期限延長支持をEUとして決定していたが、核兵器国の核軍縮の義務から逃れようとする姿勢に、ス

ウェーデンをはじめとする伝統的に軍縮を推進する国々から批判の声があがっていた。そういった、実は重要な意見の相違は延長検討会議の中ではほとんど明確にならなかった。バンドン(インドネシア)での非同盟諸国の会議やEUの会議からの情報、NGOと各国代表の会話から伝わってきたのである。

どう評価するか

アメリカの反核運動家ダニエル・エルクスバーク氏は、NGOの会議の席で「無期限延長を実現し、NPT体制を失う危険性」を指摘していた。実際、今回のように期限切れを前にした検討会議で、核兵器国へ核軍縮への圧力をかける機会がもはやなくなったこと、核兵器国と非核兵器国という不平等の固定化など、NPTを向上、改良していくことはより困難になった。またNPTからの脱退防止はますます道義的権威・信頼よりも「制裁」に頼らざるを得ないことになったともいえる。

しかし、核不拡散体制を強化しながら、核廃絶へ進める戦略の現実性が無くなったわけではないと思う。NPT



NGO「世界法廷プロジェクト」の集会でスピーチするバヌアツのヒルダ・リニ前保健相。一九九三年五月、同氏の演説を引き金に、WHO（世界保健機構）総会は、核兵器の合法性に関する国際司法裁判所の「勧告的意見」を求め

菊地敬嗣

95年を核のない世界への転換点に！運動（神奈川）

NPT延長会議の報告

核不拡散条約再検討・延長会議 NGO核廃絶グループ声明

1995.4.25 ニューヨークにて

核不拡散条約(NPT)再検討・延長会議への代表団が行う決定は、世界の安全保障の未来に強大な影響を及ぼすでしょう。したがって、この決定は道徳的緊要と人道への責任感をもって行わなければなりません。

私たちの子々孫々に安全で生き延びることの出来る世界を残すためには、私たちが核兵器の無い世界を達成し、50年間続いた核実験や核兵器生産の遺産である環境破壊と人間への被害を補償することが必要です。

さらに、原子力技術の「平和利用」と戦争への利用の間に断ち切ることで出来ない関連があること、半減期の長い放射性物質の生成や利用により、未来世代への脅威が付きまとうこと、を認識しなければなりません。私たちは、大量破壊兵器用の物質を作り出すことなく、何千世紀にもわたり環境を破壊し続けることのない、クリーンで安全で再生可能なエネルギー生産の形態に移行しなければなりません。私たちにあって本場に「奪いえない権利」は、原子力エネルギーにあるのではなく、核兵器のない世界に生きる人々の生命、自由そして安全にこそあるのです。

私たちは核兵器のない世界は、注意深く一步一步達成してゆかなければならないと認識しています。私たちは、それは技術的に可能だと確信いたします。政治的な意思の欠如、特に核兵器国の意思の欠如が、唯一の障害です。化学兵器、生物兵器が禁止されたのと同じように、核兵器は禁止されなくてはなりません。

私たちは核兵器の廃絶を達成するために、すべての国に対し、特に核兵器を公然と事実上であろうと保有する国に対し、次のことを実行することを求めます。

- 1) 限られた時間枠を定め、有効な検証と執行のための条項を備え、核兵器の段階的除去を求める、核兵器廃絶条約の交渉を1995年に開始し、2000年までに締結すること(注)。
- 2) 核兵器の使用や使用の威嚇を行わないことを直ちに無条件に約束すること。
- 3) しきい値をゼロに定め、すべての国の核兵器

開発を禁止するという目的を明記した、真に包括的な核実験禁止条約を速やかに締結すること。

- 4) 新しい核兵器を追加生産したり配備することを中止し、配備済みの核兵器の除去と不能化を開始すること。
- 5) 核兵器使用可能なすべての放射性物質の、軍事及び商業用利用と再処理を禁止すること。
- 6) すべての国の核兵器使用可能な放射性物質と核施設を、国際的な計量、監視、保管措置のもとに置き、核兵器使用可能なすべての放射性物質の公的な国際登録を確立すること。
- 7) 非核の流体力学爆発、コンピュータ・シミュレーションなど(それらに限らず)研究室の実験による核兵器の研究、設計、開発、実験を禁止し、すべての核兵器研究所を国際監視のもとに置き、すべての核実験場を閉鎖すること。
- 8) トラテロコ条約やラロトンガ条約で作られたような非核兵器地帯をさらに増やすこと。
- 9) 核兵器の使用と使用の威嚇が違法であることを認識し、これを公にし、また国際司法裁判所において宣言すること。
- 10) 持続可能で環境に安全なエネルギー源の開発を推進し、支援する国際エネルギー機関を設立すること。
- 11) 核兵器廃絶へのプロセスの立案や監視に、市民やNGOが参加することを保証する機構を設立すること。

核兵器のない世界は人類すべてが熱望しているものです。この目的は、少数の国の核兵器保有を公認している核不拡散体制では達成できません。私たちの「共通の安全保障」には、核兵器の完全な除去が必要です。私たちは、NPTの無期限、無条件延長に反対します。私たちの目的は明確で無条件な核兵器の廃絶です。

(注) 核廃絶条約は、不可逆的な核軍縮の方法を定めるべきであり、次のような内容を(それにかぎらず)含むべきです:すべての核兵器システムを撤去し不能化すること:核弾頭を不能化し解体すること:弾頭と核兵器使用可能な放射性物質を国際的な保障措置のもとに置くこと:弾道ミサイルや他の運搬手段を破壊すること。この条約はまた遅滞なく独立に実行されるべき、上に掲げたような方法を含むことも可能です。完全に履行された暁には、条約はNPTにとってかわるでしょう。

賛同団体数166(5月5日現在)

まず垂直拡散、すなわち核兵器国による核兵器の質的向上、核戦略の洗練を厳しく防止していくことを進めることである。

①包括的核実験禁止条約(CTBT)に関しては、一九九六年までの締結が提案され、すでに条約案も出来ている。いくつか解説しなければならぬ問題、たとえば検証方法や実施組織の問題がある。またすでに中国は核実験を実施したし、フランスのシラク新大統領が核実験のモラトリアムを維持するかどうか疑問視されている。アメリカでは、実験室での極小規模の実験による核開

核廃絶への道を

を是正し、完全なものに近づけている、そして核廃絶条約(できるならばそれは脱原発条約でもある)に育てていくという方法は、現行のNPTの存在を無視、あるいは全面否定して核廃絶を追求できるという主張よりもはるかに可能性がある。NPTを改良する力を持たないものは、核廃絶条約をも実現できないであろう。それは世界政治の根本的な変化を意味するのだから。

発の問題が提起されている。

②核分裂物質の生産停止についても貯蔵分の管理(核軍縮に関連する)や商業用再処理の問題を解決しなければならぬ。

③非核兵器国の安全保障の確認、つまり核不使用を宣言から法的拘束力を持つものにしていく必要がある。核による安全保障をすてていない核兵器国にどのように迫れるかが問われている。

以上のような課題をひとつひとつ解決する中で、核不拡散から核廃絶への道を作り出していかなければならないと思う。

NGOの活動

今回の会議においてNGOは各国代表へのロビーイングをはじめ多くの集会、セミナーを開催し活発に活動を展開した。紙数の関係で詳しい報告は別の機会に譲り、いくつか今後重要になると思われるものを簡単に紹介したい。

①世界法廷プロジェクト(WCP) 国際司法裁判所に核兵器の合法性についての判断を求める運動である。W

HO(世界保健機構)総会、そして国連総会の決議により、すでに審議に入っている。核兵器が非合法であるという勧告が出るか否かについては様々な見通しがある。しかし、それが出されれば大きな影響力を持つことは確かである。

②核拡散に反対する国際科学技術者の会(INESAP) NPTを代替する核廃絶条約を目的とする、科学者、技術者の国際ネットワークである。

③核廃絶NGO会議 次ページに掲載された宣言分を参照してもらえば、核廃絶NGO会議の主張は理解されると思う。重要なのは、世界から結集した多数の非核、平和NGOが八十年代の「核凍結」にかわり、「核廃絶」を直接の目標とする合意を形作ったことである。



国連本部前で

沖縄から

沖縄がかわれば、アジア・太平洋がかわる

報告⑨

「沖縄から」
「オキナワボイス」
編集委員

伊波洋一
（沖縄中部地区労務局長）

〒901-22
沖縄県宜野湾市志真志517-1
沖縄キリスト教平和センター-気付
TEL (098)898-6628
FAX (098)897-6953
郵便振替 鹿児島 2-11249

日米安保報告と沖縄

今年になって沖縄の米軍基地に関連する重大な動きが米政府と日本政府の間で進行しており、沖縄では人々は敏感にそのことを感じている。

米国の動きは、今年一月に日米首脳会談でクリントン米大統領が沖縄基地三事案の解決を表明した後、米議会に提出した二月末のアジア戦略報告、三月二日の日米安保報告で明

らかにになった。
すなわち、沖縄県が対米政府交渉において優先課題としている三事案（①那覇軍港返還 ②読谷補助飛行場返還、③県道越え実弾砲撃演習の廃止）の解決を首脳会談で合意することで在沖米軍基地に対する県民の反対を抑えて、アジア戦略報告や日米安保報告で日米安保の重要性を強調しているように、在沖米軍基地や他の在日米軍基地を冷戦時代のままに維持強化することである。
そして、呼応するように三月三日には日本政府も九七年に使用期限の来る反戦地主ら契約拒否地主二千九百人の土地について、新たな強制使用手続きを開始し、積極的に米軍基地の固定化を進めているように見える。

気前のいい基地提供国・日本

アジアに米軍約十万人を維持することは、米国内やヨーロッパにおける米軍の大幅削減と著しく相違するが、アジア戦略報告は日本政府を気前のいい基地提供国と評価、巨額の財政負担で米国の納税者の負担が軽くなり、安上がりであると明言している。同報告によると日本の納税者は米国民の代わりに毎年四千億円以上負担をしていることになる。
さらに、日米安保報告書は米軍基地の統合



ゲート前も子ども達も一緒に雨の中を手と手をつないで包囲した

さらに実弾砲撃演習については、富士山や北海道の演習地への一回の移動につき約一億円の費用負担と短期間の演習期間中の宿泊兵舎建設を要求している。

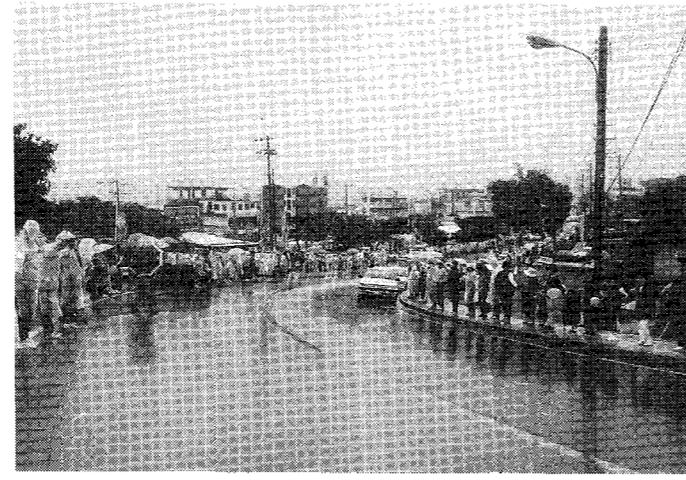
保守系市長も基地建設に反対

県内への移設について浦添地区労などがいち早く移設反対抗議集会を開催したが、安保容認の保守的立場の宜保成幸浦添市長や宜野座村長も新たな米軍基地建設に強く反対している。

特に、浦添市長の対応は素早く、市議会議員団と共に那覇防衛施設局と沖縄県に軍港移設反対の申し入れを行い、市広報誌でも市民ぐるみの反対運動の展開を表明した。

そして、五月には市議団と共に防衛施設庁や運輸省に軍港移設反対を申し入れていた。市の方針を受けて市内自治会長会も総会で移設反対を決議しており、このような保守自治体によるパワーのある住民ぐるみの反対運動は、在沖米軍基地の整理統合と撤去を求めているのは「市民の一部」（日米安保報告の表現）ではなく、ほとんどの沖縄県民である

ことを明らかにするだろう。
他にも、日米安保報告書には看過できない記述が満ちている。問題が指摘されている低



ゲート前まで普天間基地の進入路も両側を手と手で包囲

空飛行を、地域への影響を最小限に抑え航空事故はまれな安全飛行とし、環境問題についても、日米のより厳しい基準をクリアしていると述べているが、横田基地や嘉手納基地の航空機騒音裁判は米軍飛行場の違法状態を明らかにしている。
米国防総省が米議会に提出した日米安保報

や返還の際は適切な代替施設の提供を日本政府の責任としており、在沖米軍基地問題の部分的解決も困難なものにしている。
具体的に述べると、基地三事案の解決で米軍は、浦添市の米軍補給基地に隣接して那覇軍港と同等の代替軍港を建設すること、読谷補助飛行場の代替施設として宜野座村内に新たな訓練場を建設することを求めている。

告の間違った事実認識を正す必要がある。

基地包囲行動と県知事・市町村長訪米

基地固定化の日米両政府の動きに対して、三事案に次ぐ課題として宜野湾市の中央部を占める普天間海兵航空隊基地の包囲大行動が五月十四日に行なわれた。

雨の中を宜野湾市民や沖縄平和運動センターに参加する労組員家族、その他の市民団体など約一万七千人が参加し、手と手を取り合っ

て約十四日も完全に包囲した。準備期間も三カ月という短い中で、普天間基地返還の全市民的な合意の下で基地返還を求めて基地包囲が行なわれた意義は大きい。
そして、三日後の五月十七日に大田昌秀県知事と桃原正賢宜野湾市長他五名の市長村長が、大田県政四度目の米政府への直接要請行動のため首都ワシントンに出発した。

今回、軍備重視の共和党多数となった上下両院や国防総省の訪米要請団への対応は厳しいものとなった。しかし、何人かのリベラルな民主党議員が沖縄の基地問題解決への助力を申し出ている。沖縄の声を直接米に伝えることの必要性を参加した市町村長が述べているように、平和運動団体も基地撤去の声を米国民に伝え続けなければならない。

（次ページに関連記事）

移設・返還に正式合意

移設先の自治体は反発

日米両政府は十日の合意で、防衛施設庁は同日、関係自治体に合意内容を提示することにも、地元との調整作業に入った。また、移設先の浦添市と宜野座村は強く反発しており、実現にはなお曲折も予想される。

日米合意は①浦添市と宜野座村に三十五分の代替施設が建設されることを条件に、那覇軍港五十七分を返還する②読谷補助飛行場を返還するために、パラシュート降下訓練場をキャンプハンセン内の宜野座ダム隣接地に移すという内容。防衛庁は来年度予算の概算要求で移設に伴う調査費を計上する方針だ。また、三件のうち残る県道一〇四号越えの村山富市首相の強い意向もあり、一月の日米首脳会議

では、静岡・東富士演習場など敷地所に移設させる案が検討されているが、米側は移設経費を日本側で負担するよう求めており、日米間で引き続き協議することになっている。

沖縄県の在日米軍基地の整理統合問題については、沖縄県は在日米軍基地の返還を主張していた大田昌秀知事や社会党沖縄県本部が柔軟姿勢に転換したことで、日米交渉が大きく進展。今日三日の日米防衛首脳会議で実質的な合意に達した。

95/5/11「朝日」

で議題に取り上げられ、クリントン大統領も解決に向け、積極姿勢を示した。また、「安保反対」「基地全面返還」を主張していた大田昌秀知事や社会党沖縄県本部が柔軟姿勢に転換したことで、日米交渉が大きく進展。今日三日の日米防衛首脳会議で実質的な合意に達した。

「日米安保関係に関する報告」 (米国防総省 95.3.1) より

共通のインフラ問題に関する二国間協議
用地及び施設などインフラストラクチャー問題は日米合同委員会で扱われる。これらの問題と取り組む主たる実務レベル協議は防衛施設小委員会で行われる。合同委員会は定期的に基地問題を協議している。米国政府は日米安保条約と米軍の訓練の必要性の両面を勘案しつつ、可能な場合には基地を整理統合し、遊休施設は返還する方針である。施設が整理統合や返還の対象とみなされた場合、適切な代替施設を提供するのは日本政府の責任である。

神奈川県大和での集会です。

沖縄と自衛隊

～素顔の自衛官～

講師 石川真生氏

石川真生氏 プロフィール
沖縄在住。現在「沖縄タイムズ」記者として、またフリーカメラマンとして活躍中。著書『沖縄と自衛隊』が5月15日、高文研より出版された。当日会場で販売予定)

問い合わせ先： 戦後50年、今、憲法を考える県民集会事務局
横浜市西区藤棚2-197 045(231)2479
担当団体：厚木基地を考える会/平和をつくる大和市民の会

参加費●500円

月刊キャッチピース No.30 1995.5.20 1988年6月18日第三種郵便物認可 (通巻110号)

●米軍駐留50年目の選択

「思いやり」 新協定に Noを!

青木雅彦 (図表も)
反戦ドタバタ会議/京都



米軍兵士のシルエットの大きさは、金額の相似比になっている。78年はたんなるアリだったが、今は日本人を踏みつぶすモンスターに育った。

今 年は戦後五十年。不戦決議や戦後補償が注目されている一方で、同時に外国軍駐留五十年に当たることも忘れてはならないだろう。日本人が何か当然のように考えている在日米軍の駐留だが、冷戦が終わり外国の軍隊を自国に駐留させている国は実は急速に例外になりつつある。ここで

はこの通信で連載中の個々の在日米軍基地の実態ではなく、それを支える日本の財政援助について整理して述べたい。実はこれこそが、「五十二年目」以降も米軍駐留が続くかどうかの力を握っているのである。日本の財政援助を抜きにしては、米国は「駐留継続」の青写真を描くことはできない。

ま ず金額。日本の在日米軍に対する負担総額は年間約六千億円。中堅国家の軍事費総額に匹敵すると言われるが、NATOと比べると来ないが、NHKの年間予算より少し多い額だ。つまり米軍がいなければ「国営」放送の聴取料は誰一人払わなくても、まだおつりが来るといふ程度の額だ。も

ちろん米国自ら認めているように、世界一の「気前のよさ」だ。米国防総省によると、日本政府は「米軍の駐留経費の半分を優に越えている」(『米国と日本国との安全保障関係に関する報告書』九五年三月一日) 金額を負担している。在日米軍の兵員を四万五千人として、米軍兵士一人当りに対する日本政府の負担は二三〇〇万円。



逗子市池子の緑をつぶして建設中の士官用高層住宅。3LK・4ベッドタイプ、約160平方メートル。洗濯機、冷蔵庫、乾燥機完備。これも「思いやり予算」。(写真は「神奈川新聞」)

でなく日本の軍事費膨張の大きな要因になった。九五年年度の「思いやり負担」は二七・一四億円。実に七八年の四十四倍である。

や

すがに本来の「地位協定」を拡大解釈するだけでは、

の第二次特別協定は今年度で期限が切れる。現在更なる負担の拡大を要求する米側と、いくらなんでもこれ以上はという日本側の折衝が続いている。新たな特別協定を結んで、日本の軍事費を大幅に増やす(アメリカ側はそう要求している)ことを選ぶか、特別協定を破棄して米軍の縮小を余儀なくさせるか、「占領」五〇年目の今年、主体的な選択の機会が日本の納税者に与えられているのである。

米

国防総省報告(前出)は言う。「日米両国は、日本の多額の受け入れ国援助(HNS)によって、前進配備継続に対する米国内の政治的支持が得られていることを認識している。現在の協定は、1996年初頭に失効する。日本が現在の高水準の援助を維持するためには、その時点までに新しい協定に合意しなければならない。」

どこを探しても見当たらない。昔は掲載されていたことから必ずしも「軍事機密」ではないのだが、さすがに防衛庁も内緒にしておきたいと感じるほどの大盤振舞である。

も

本が、最初から米軍に対してこれほど多額の「お布施」をしていたわけではない。もともと安保条約に基づき地位協定(一九六〇年)では、米軍の費用は米軍でと明記されている(資料参照)。ところが七八年に、円高を理由に米側から負担の拡大を求められた日本は、在日米軍基地の日本人従業員の手当を負担するとい

陸上自衛隊員一人当りの維持費は現在八四〇万円(防衛ハンドブックによる)だから、日本政府は自分の軍隊よりも外国の軍隊により大きな負担をしていることになる。世界史上の一大珍事である。

このギネスものの出費は実はいくらかの支出の合計である。下表にその中身を分類してみた。この項目には防衛施設庁の予算に入らないもの、つまり軍事費として換算されていない支出があることに注意されたい。支払っている項目は様々で理解しづらいが、現在では米軍のために何を支払っていないかを指摘した方がわかりやすい。それは米軍人の給与と米軍の戦闘用装備(例えば軍艦など)購入費用である。ここまで負担すると在日米軍は完全な日本の傭兵になってしまうからだ。米政府によれば、現在でも日本に軍隊を置く方が米本土に置くよりも安上がりになるといっている。なおこれらの数字は『防衛白書』の

「思いやり」は次々と項目を増やして(表参照)、またさまざまな勢いで増額され(図解参照)、在日米軍負担の増加だけ

在日米軍への日本側負担一覧

項目	根拠	支給開始時期	「思いやり負担」か	日本の防衛費の一部か	94年度金額(億円)	備考
「借り上げ試算」	—	1960	NO	NO	1446	国有地の地代試算(外務省による)
提供施設地代・借料	地位協定第24条	1960	NO	YES	694	民有地と公有地主への支払い
米軍施設の周辺対策費	地位協定第24条	1960	NO	YES	727	防音、道路補修等
自治体への基地交付金等	—	1960	NO	NO	225	基地交付金は自治体所管
訓練水域漁業補償、土地賠償代等	地位協定第24条	1960	NO	YES	342	
米軍施設整備費	地位協定第24条?	1979	YES	YES	1022	
在日米軍基地従業員福利費	地位協定第24条?	1978	YES	YES		
同従業員退職手当	'87特別協定	1988	YES	YES	1252	91年の特別協定で日本側が95年までに全額負担を約束
同従業員基本給・手当	'91特別協定	1991	YES	YES		
米軍基地光熱費	'91特別協定	1991	YES	YES	230	

日米安保第六条に基づく合衆国軍隊の地位に関する協定

(一九六〇年六月二三日)

地位協定二四条についての新たな協定(第二次特別協定)

(一九九一年四月一七日)

第二四条

1 日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、2に規定するところにより日本国が負担すべきものを除くほか、この協定の存続期間中日本国に負担をかけることが合意され、合衆国が負担することが合意される。

2 日本国は、第二条及び第三条に定めるすべての施設及び区域並びに路線権・・・をこの協定の存続期間中合衆国に負担をかけることので提供し、かつ、相当の場合には、施設及び区域並びに路線権の所有者及び提供者に補償を行うことが合意される。

第一条

日本国は、この協定が効力を有する期間、労働者に対する次の給与の支払いに要する経費の全部又は一部を負担する。

□(a) 基本給、日雇従業員の日給、特殊期間従業員の給与、時給制臨時従業員の時給及び劇場従業員の給与

□(b) 調整手当、解雇手当、扶養手当、遠隔地手当、特殊作業手当、夏季手当、年末手当、寒冷地手当、退職手当、・・・(以下略)

(c) (略)

第二条 (光熱費の日本側負担に関する取り極め 略)

第三条 日本国は、同国の会計年度ごとに、それぞれ第一条及び前条の規定に基づいて負担する経費の具体的金額を決定し、当該決定をアメリカ合衆国に対し速やかに通報する。

第六条 この協定は、・・・千九百九十六年三月三十一日まで効力を有す。

<資料> 「地位協定」と第2次「特別協定」

耐え難い航空機騒音の実態

福生市民連合

在日米軍横田基地は、東京都の西にあり五市一町にまたがる、面積七一三平方キロ、四千メートル滑走路を持つ巨大な基地です。福生市はその面積の実に三分の一を基地に提供しています。

福生市民ばかりでなく、周辺の住民にとって騒音は重大な問題です。横田基地の現状は周辺住民にとつてますます耐え難いものになっていきます。

一つは、一九八二年以来続いているアメリカ海軍航空母艦インディペンデンス艦載機によるNLP（夜間離発着訓練）です。このタッチ・アンド・ゴー訓練は、定期化しています。一昨年一九九三年一月にはインディペンデンス艦載機のジェット戦闘機など五機によって、福生市街地では一〇七フォンを越す激しい騒音がまき散らされ、市民は苦しみました。今年の一月にも福生市や周辺市町村の嚴重な抗議にもかかわらず、NLPが強行されています。

また、日常的にはフィリピン・クラーク基地の閉鎖に伴い横田基地に移駐してきたC9

輸送機や、増強されたC130輸送機による、市街地上空の危険な低空での訓練飛行が、早朝六時すぎから夜までますます頻繁になっていきます。

昨年度は、横田基地の南側での離発着数調査でも、湾岸戦争以来最高の二万回を越える騒音が記録されています。

その結果訓練地域は広がり、激しい騒音の地域は昭島、瑞穂、八王子、日野などの滑走路直下地域ばかりでなく、福生の市街地、立川、武蔵村山、青梅、羽村、秋川などの広い範囲に拡大しています。居住環境ばかりでなく、昭島や福生の市役所を初めとする職場環境も、騒音によって劣悪になっています。すでに被害を受ける基地周辺人口は、一〇〇万人を越えようとしています。

昨年一二月、「横田基地飛行差し止め訴訟」が提訴され、住民原告三二〇人が日本国に対して、「日中夜間を問わず、市街地上空の訓練飛行の禁止、夜間早朝の離発着の禁止」を求めています。当たり前の市民生活を送るための、ささやかな要求です。

また一昨年一〇月に発生し、その後市民団体によって情報公開された基地内の一八〇〇〇ガロンものジェット燃料漏出事故についても、市民の飲料水への影響を心配し、調査の公開や、事故現場への立ち入り調査を要求していますが、明確な返事はありません。住民の不安と不信は大きくなっています。

住民の人権脅かす爆音被害

厚木基地爆音防止期成同盟（文責・金子豊貴男）

神奈川県の大和市と綾瀬市に跨る米海軍厚木基地。横須賀を母港とする米空母インディペンデンスの艦載機の飛来基地として、また、訓練基地として、同空母が入港する度に、基地周辺住民は爆音による日常生活をおびやかされ、かつ墜落の恐怖に晒されている。

厚木基地周辺は東京や横浜のベッドタウンとして発展し、大和、綾瀬、海老名、座間、藤沢、相模原、町田の各市は、人口密度の高い地区になっている。これら周辺市で爆音による被害を受けている住民は一〇〇万世帯、二五〇万人とも言われている。

現在、厚木基地には、米海軍厚木航空施設司令部をはじめ、西太平洋艦隊航空司令部、

福生市が昨年一二月に実施した世論調査によっても、福生市民の五七％が横田基地のあり方に対して、「日本に返還して福生市などの関係市町のまちづくりにも使えるようにすべきだ」と答え、「このまま米軍基地として使用するべきだ」の一〇％を大きく上回っていることを、最後に伝えます。

第五空母航空団厚木分遣隊、艦隊偵察第一飛行隊分遣隊などが駐留し、米海軍航空機の整備、補給、支援業務を行っている。

また、海上自衛隊の航空集団司令部、第四航空群なども共同使用している。

厚木基地では日常的に米海軍の航空機が離発着し、またタッチ・アンド・ゴーの訓練を繰り返している。さらに、基地の滑走路を空母の甲板にみたくて行い、夜間離発着訓練(NLP)や最近始まったDLPはその訓練の激しさによって、住民による爆音は最高で一二〇ホンを超えることもあり、住民がこれらの爆音の下でくらすのは限界を越えており、基本的な人権が奪われている状態にある。

在日米軍基地に関する基地周辺住民の意見

キャッチピースと各地の7グループが、2月23日に連名でアメリカ大使館に提出した意見書を掲載しています。下段の「米軍の言い分」は、3月1日にアメリカ国防総省が議会に出した「日米安保関係に関する報告」の抜粋です。(タイトルは編集部)

米軍の言い分 騒音レベルは軽減

アメリカ海軍は、地上離発着訓練や夜間離発着訓練が周辺地域に与える影響を軽減するために、多くの対策を実行してきた。例えば、訓練時間は夜十時までとする、休日の訓練は制限する、訓練を使用可能な各基地に平等に分散して実施する、などである。米海軍が、実際的に可能な限り多くの訓練を、日本政府が提供した遠方の硫黄島に移転した結果、本州の米軍飛行場周辺の人口密集地域においては騒音レベルは軽減された。

そのため、各自自治体は米海軍司令部や在日米大使館、さらに日本政府へたびたび抗議と訓練の中止を申し入れているが、この要求は聞き入れられていない。

爆音被害に悩む基地周辺住民は、厚木基地爆音防止期成同盟を結成し、様々な爆音被害をなくすための行動を行ってきたが、夜間の飛行差し止めなどの要求が聞き入れられないため、現在日本政府を相手に二つの裁判を起し、法廷で争っている。これらの裁判はすでに爆音被害は認めるとの一定の結論を得ているが、原告・住民および、国・被告、双方とも判決内容には不服であり、裁判は長引いている。

ここ数年、厚木基地でのNLPの代替訓練

なぜ遊休地を返還しないのか 逗子考える市民の会

1 池子住宅地区の建設事業について

FAC三〇八七施設二八八号中、八三〇号が現在、池子住宅地区(高層八棟を含む八五四戸)として、全額「思いやり予算」によって一九九七年末の完成をめざして造成中であ

施設として、日本政府は巨費を投じて、硫黄島に訓練基地を建設、施設の完成を見たが、いまだに厚木基地での訓練も様々行われており、住民の爆音被害解消にはなっていない。日本政府はこうした爆音被害解消のために、基地周辺の住宅の防音工事を実施しているが、これも実際の爆音被害解消には役立っていない。爆音問題の根本的な解決は、住宅密集地にある基地を廃止し、静かな空を取り戻すことである。そのためには日本政府をはじめ、周辺自治体の積極的な取り組みも必要である。政府や各自自治体は、住民の要望に積極的に応え、住民の基本的な人権を守るべきである。



地域の不満も沈静化

米軍の言い分

地上離発着訓練や夜間離発着訓練をすべて硫黄島に移転することは不可能である。しかも、硫黄島の使用は、インディペンデンス航空団が艦上作戦のために乗艦しないときの基地となっている厚木飛行場により近い場所に代替施設を確保するまでの暫定的な措置である。地域社会は依然この問題に極めて敏感であるが、硫黄島の使用によって騒音が目に見えて減少したことで、米軍がこの活動を行う理由に対する日本政府の理解が進んだことが、問題の沈静化に役立っている。

在日米軍基地
に関する
基地周辺住民
の意見

り、残余が海軍補助施設という名目で、一部は機材置場として使用しているが事実上、大部分が遊休地(このうち三七七号は横浜市金沢区)のまま接収されつづけている。この基地において安保条約・地位協定に直接深く絡む問題は、四点ある。(一)なぜ外国

在日米軍基地
に関する
基地周辺住民
の意見

軍隊の駐留すなわち家族住宅の大量建設を主力とする国境防衛政策をいつまでも続けるのか。(二)条約・協定に違反する「思いやり予算」を積み上げている問題。(三)地位協定二条三項に違反して遊休地返還を米軍が検討しない問題。(四)住宅地区内に併設する計画の軍民共同運動場の共同使用(地位協定二条三条)に関する問題、である。

この四点のうち、(一)、(二)は安保条約の全般的運用にかかわることなので、ここでは省略し、(三)、(四)についてだけ、以下に指摘して意見をのべる。

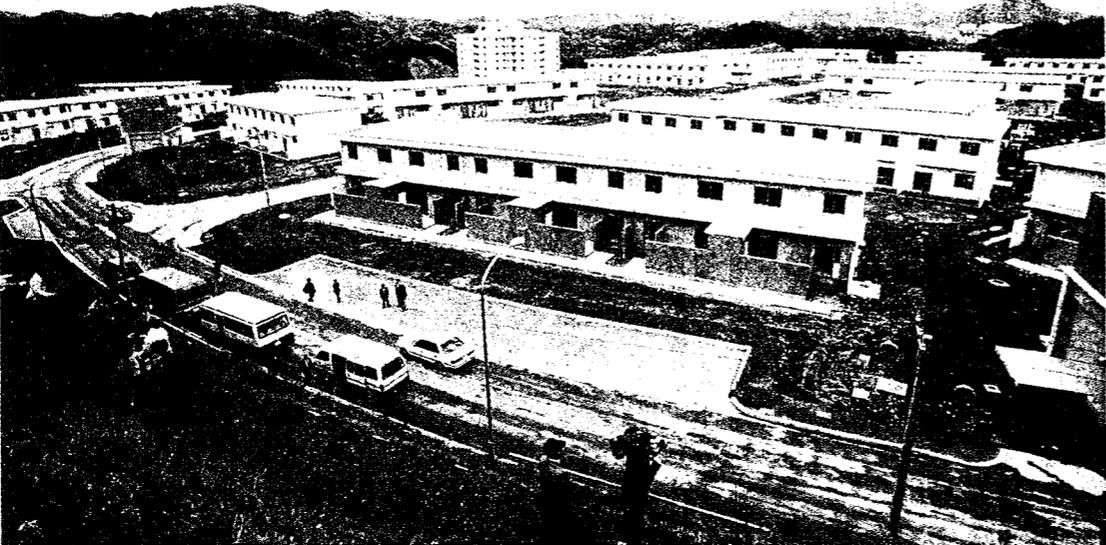
2 米軍は遊休地の部分的返還を積極的に検討し実行すること

地位協定二条三項は標記の義務(返還を目的として(基地の必要性について)たえず検討しなければならない)を米軍に課している。しかし、実際には地位協定二条二項(政府の返還要請と米軍の合意)しかなされていない。そのために、米軍は必要性が極めて低いにもかかわらず、広い区域を政府に提供させ、それが膨張する市民社会の要請とあらがう結果を引き起こしている。ここに言う、米軍に課せられている「必要性」についての検

討」とは、地元の市民社会(地元自治体)が抱いている必要性と比較勘案した場合の米軍としての必要性の強弱、という意味に解されるべきである。

池子基地に関しては、(全面返還の要請は毎年県を通じて日米合同委員会に行っているが)部分的な返還請求は、①第二運動公園池子地区(昭和四一年以来の第一、第二運動公園用地返還要請の一環で、第一及び第二の久木地区は実現、池子地区のみ未返還。ただしこの地が米軍池子住宅地区の軍民共同運動場として計画されている)、②総合病院用地(いわゆる三三三条件の内)、③総合文化施設用地(同)、④池子公民館敷地(同)、⑤公立博物館敷地(昨年三者合意の条件)などがすでに出されている。

これらの一部返還の要請は、地元自治体の切実な必要性にもとづくもので、その必要性の内容(例えば、昭和四二年以来の三〇年にも及び運動公園計画の一環であること、とか、池子基地内の遺跡群から発掘された東日本随一の弥生中



95/4/29「神奈川」

ほぼ完成した中央ブロック西側低層住宅48棟が初めて報道陣に公開された

↑↑逗子・池子米軍住宅建設用地

1995.4.29~5.31

S=原子力潜水艦(原潜) スタージョン級
L=原子力潜水艦(原潜) ロサンゼルス級

◆ 4/29	13:59	原潜オリンピア(L) 横須賀に入港。
◇ 5/6	09:45	原潜オリンピア(L) 横須賀を出港。
◆ 5/8	13:50	原潜オリンピア(L) ホワイトビーチに入港。
◇ 5/9	13:50	原潜オリンピア(L) ホワイトビーチを出港。
◆ 5/11	14:17	原潜タニー(S) 横須賀に入港。
◇ 5/13	09:45	原潜タニー(S) 横須賀を出港。
◆ 5/15	09:50	原潜オリンピア(L) ホワイトビーチに入港。
◇ 5/16	14:10	原潜オリンピア(L) ホワイトビーチを出港。
◆ 5/17	08:04	原潜オリンピア(L) ホワイトビーチに入港。(沖泊)
◇ 5/17	08:15	原潜オリンピア(L) ホワイトビーチを出港。
◆ 5/20	14:04	原潜トートグ(S) 横須賀に入港。
◆ 5/21	13:50	原潜オリンピア(L) 横須賀に入港。
◇ 5/22	10:38	原潜オリンピア(L) 横須賀を出港。
◆ 5/23	11:05	原潜オリンピア(L) 横須賀に入港。
◇ 5/23	11:27	原潜オリンピア(L) 横須賀を出港。

●1995.1.1から5.31までの各地の原子力艦入港回数：()内は原潜

・横須賀	13 (13)
・佐世保	1 (1)
・ホワイトビーチ (沖縄・勝連町)	3 (3)
合計	17 (17)

て宗教法人の無税に疑問を感じた。宗教法人無税を有税にすべきです。キャッチピースのみなさん。宗教法人の無税に目を向けて下さい。宗教法人を見直すべきと政府に申し入れましょう。とり急ぎ乱筆乱文にて失礼します。
(逗子市/高橋貴代子)

読者から

も、チェルノブイリ級の事故ばかりが多く語られ、日本の核武装に対する危機感がまるで無いのです。藤島宇内さんや、前田哲男さんなどの書かれたものを読んでも、危

◆「非核法について思うこと」(前号)の佐藤一子さんのご意見、まったくその通りだと思います。反対をだして、原発グループに顔を出して

◆「非核法について思うこと」(前号)の佐藤一子さんのご意見、まったくその通りだと思います。反対をだして、原発グループに顔を出して、機感をつのるばかりです。反原発グループの集まりで、たまたま手にした通信で、「これは」と思ったので、バックナンバもすべて送ってもらったものに、「核開発に反対する物理研究者の会通信」があります。これは極めて真面目に、原発及びそれらをとりにくく施設の意味を説明してくれています。日本は一体何をしたいんだ！これが私の思いです。(千葉市/岩野志麻子)

◆「人類を核の実害(地球人類の破壊)より救う道はあなたの心の中にしかない。それは先ず非核法を制定、全世界に及ぼし、地球一家が清い新文明を創造する(協和・自然)ことである。(東京都杉並区/阿部弘)

◆「今まで防衛費の削減を」と思ってきたが、地下鉄サリン事件、オウム疑念と現在日本は平和で安全のイメージは失った。この日本を守るためには防衛費削減とは言えなくなつた。あらためて宗教法人の無税に疑問を感じた。宗教法人無税を有税にすべきです。キャッチピースのみなさん。宗教法人の無税に目を向けて下さい。宗教法人を見直すべきと政府に申し入れましょう。とり急ぎ乱筆乱文にて失礼します。
(逗子市/高橋貴代子)

池子住宅地区及び海軍補助施設

期の莫大な木器類の保存と研究のための緊急で重大な必要性、とか一を一々、現時の米軍の軍事上の必要性と比較検討して、より必要性が強いと判断されたら、地元自治体に部分返還をすべきである。

また、一々について比較検討した結果を、そのつど地元自治体に通知することも怠ってはならない。

3 計画中の軍民共同運動場の共同使用の形態について

米軍と日本官民との共同使用については、三種の形態がある。①は地位協定二条四項a(二時的不使用地の日本使用。例：自衛隊施設・高圧電線敷地など殆どのケース)、②同二条四項b(米軍の一時的使用地。例：厚木飛行場滑走路)、③地位協定三条(米軍専管地のまま日本人が軍民協定で使用。例：相模射撃クラブの座間射撃場使用)である。

池子住宅地区の共同運動場は、米軍人家族と逗子市民とが混用でなく曜日をつけて使用すること、米軍の専管地域であること、という条件で三者合意までは話し合われてきており、その交渉経過から推察すれば、共同使用の形態は、①二一四一aでなく、②二一四一bでもなく、③三条管理権のもとで逗子市民

が使用する、というものである。そのために、私法上の契約(軍民協定)を締結して、安保条約・地位協定による米軍人の権利優先主義を緩和し、損害補償金の基金積み立ても考えている。

◆「昭和二二年以来の逗子市の返還方針どおり、この第二運動場池子地区は返還されるのが当然であり、米軍の必要性は弱い(同種の運動施設が住宅地内に重複的に計画されている)し、必要だとしても2一四一b(返還後の米軍一時使用)形態にすべきであろう。◆

昭和二二年以来の逗子市の返還方針どおり、この第二運動場池子地区は返還されるのが当然であり、米軍の必要性は弱い(同種の運動施設が住宅地内に重複的に計画されている)し、必要だとしても2一四一b(返還後の米軍一時使用)形態にすべきであろう。◆

地域と直接対話せず

米軍の言い分
日本政府は、用地問題を共同で対処していることに満足を表示している。合同委員会は、発足当初から多くの問題を解決し、その結果数に於いても面積においても多くの施設が日本に返還された。米国も日本も、政治的議論や、利害を持つ自治体からの直接の訴えによってではなく、政府対政府の合同委員会を通じた用地問題の解決プロセスを支持している。両国政府は、誠実に協議しながら、日本の地権者や公衆の利益にならうと同時に、共通の安全保障上の要請にも合致する解決策を、慎重なプロセスを経て探り続けている。



一時金カンパと 会費納入の お願い

- いつもご支援をありがとうございます。
- 月刊「キャッチピース」は、企画、執筆、編集、製作そして発送まで、すべて手作りのボランティア・ワークで発行されています。正直言って、月1回の発行は決して楽ではなく、メゲそうになる時がないと言ったらウソになります。そんな時、「あの記事読みました」とか声をかけてもらったり、ハガキや振替用紙に添えられたメッセージにどれだけ勇気づけられていることでしょうか。読者の皆さんに支えられていることをしみじみ感じる瞬間です。
- そんな皆さんにまたお願いをすることをお許しください。先月の「会計報告」をごらん下さればわかりいただけますように、ついに（そしてまたまた）財布が底をついてしまいました。この号の発行も（そして家賃までも）借金、という情けない有り様です。
- 一時金カンパと会費の納入（会員の皆様には「納入状況のお知らせ」を同封させていただきました）にご協力をお願いいたします。まだ会員になられていない方の入会や、お知り合いのご紹介などしていただければこんなにうれしいことはありません。
- 50年目の節目の年、サリン事件などで不安な空気が広がっています。こんな時だからこそ、平和憲法と非暴力の精神にのっとった、新しい考えや政策を、世界大に考え、地域の暮らしの中から作りだし、わかちあっていきたいと思ひます。重ねてご支援をお願いいたします。（キャッチピース・スタッフ一同）

ご送金先：郵便振替 00160-7-136148 キャッチピース
同封の振替用紙をご利用ください。

月刊キャッチピース

No. 31 (通巻110号)

発行●脱軍備ネットワークキャッチピース

発行所●〒223 横浜市港北区箕輪町
3-3-1

☎045 (563) 5101

FAX045 (563) 9907

編集●月刊キャッチピース編集部

郵便振替●00160-7-136148

キャッチピース

定価●100円

(通信会員年間3000円)



島知事の「都市博」中止決断は快挙だった。大変なのはこれからだろう。心からガンバレ！と言いたい。(た)

● 九月の世界女性会議、中国政府はNGOフォーラムの会場を北京から遠くに追いやった。NGOが恐いようじゃ小物だね。(や)

● 戦後五〇年決議、永田町のミナサマの醜態を見るにつけ、つくづく悲しい国であるなあとと思う。やはりザ・シーク氏に出席を要請するしかないようである。(ま)

● ろくなことがおこらない毎日の中で青